

民生課からのお知らせ

猫の飼い主の皆さんへ

飼い主のいない猫(野良猫)に関する苦情や相談が増えてきていることから、平成28年度から「新島村飼い主のいない猫対策事業」がはじまります。

飼い猫を外に出している、飼い主のいない猫に間違われて不妊去勢手術や耳に印をつけられてしまう可能性があるため、猫を飼っている方は次のことを徹底してください。

室内で飼う
猫を外で飼っていると飼い主のいない猫と間違われてしまう可能性があります。また、怪我や病気のリスクも高くなるとともに、周辺住民に迷惑をかけるおそれがありますので、室内で飼うようにしてください。

身元表示
飼い主のいない猫に間違われたいりしないように、猫を飼っている方は首輪や迷子札を付けて身元表示をしてください。怪我などで保護された時もすぐに飼い主と連絡をとることができます。
不妊・去勢手術を受けさせる
飼い猫に不妊・去勢手術を受けさせていないと望まない繁殖

殖をしてしまい、猫が増えてしまいます。生まれてくる命に責任が持たないのであれば、必ず不妊・去勢手術を受けさせてください。生殖関係の病気の予防にもなります。

愛護動物の遺棄・虐待は犯罪です!!
みだりに殺し、又は傷つけた場合2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
愛護動物を虐待・遺棄した場合100万円以下の罰金

問い合わせ
民生課民生係
(5)0243 (直通)

都立新島高等学校在学生の医療費助成について

平成28年4月受診分から新島村内の高等学校に在学する生徒の医療費(保険診療分)の自己負担分を村が全額助成することとなりました。ただし、村税またはその他村に納付すべき料金に滞納がある世帯に属する保護者は助成を受けることができません。

助成額について
つぎの給付等を控除した額が対象となります。
①高額療養費や附加給付等がある場合
②ひとり親家庭等医療費助成がある場合

助成の期間
都立新島高等学校に在学期間中に受診した医療費が対象となります。
※卒業された年の3月31日までが対象となります。

助成方法
島内高等学校に在学医療費助成は、いったん医療機関窓口で自己負担額をお支払いいただき、民生課福祉介護係及び各支所にて申請をして下さい。

申請場所
新島村役場民生課福祉介護係及び各支所

申請に必要なもの
診療を受けた者の医療費領収書(原本)
診療を受けた者の健康保険証
印鑑
島内の高等学校に在学している証明(高等学校の身分証明書または在学証明書)

附加給付金がある場合は、その支給証明書
ほかの公費がある場合は、その支給資格者証(都親障等)
※ご不明な点は左記担当までお問い合わせ下さい。

問い合わせ
民生課福祉介護係
(5)0243 (直通)

「SNS新島・式根島ルール策定のお知らせ」

「SNS新島・式根島ルール策定のお知らせ」
昨今、SNSに関する問題が子供たちの生活に大きく影響し、地域全体で考えなければならぬ状況となっています。そこで昨年東京都教育委員会、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルール(SNS東京ルール)を策定しました。

新島村生活指導連絡協議会では、既に利用ルールについては、既に利用ルールについて策定してありますが、今回東京ルールを基に、新「SNS新島・式根島ルール」を策定し、児童・生徒・保護者に再度周知いたしました。

子どもたちに最低限守ってほしいことを新島村全体として推進してまいりますので、村民の皆様にも利用ルールを知っていただくと共に、地域全体で子どもたちを見守ってくださるよう、ご理解ご協力をお願い致します。
(新島村教育委員会)



企画調整室からのお知らせ

平成28年度地域振興に係る補助事業の募集について

▼事業名 公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成27年度地域振興に係る補助事業(第1回)

▼募集期間

4月1日(金)～4月22日(金)

▼対象事業

○地域振興に係る特産品に関する事業

○地域振興に係る観光振興に関する事業

○地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

○その他地域振興に資する事業

①調査研究

②地元の元氣創世

③地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

※①～③のテーマは平成28年度限定で対象事業に追加された内容です。

▼事業期間

事業開始から平成29年3月31日まで

▼対象団体

○概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地方公共団体は除く)

○島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

○島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象)

▼補助金額

補助対象経費の5分の4以内(千円未満切捨て)で100万円(ただし、特に必要と認められる事業については200万円)

▼応募窓口 企画調整室

【問い合わせ】

公益財団法人東京都島しょ振興公社企画管理課

☎03(5472)6546

新島村地域力

向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金

の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

- ①地域環境の向上
②地域産業の振興
③文化の振興
④交流の促進
⑤人材の育成
⑥地域コミュニケーションづくり
⑦その他地域の発展や活性化につながる事業

▼事業期間 原則1年間

▼補助の条件

- ①島に住んでいる5人以上のグループ・団体
②具体的な計画を持っていること

▼補助金額

補助対象経費の80%以内(上限50万円)

▼締切 なし(随時受付)

【申請・問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0204(内線203)

※平成28年4月1日より要綱の変更を行いましたので、ご注意ください。

新島村定住化対策

事業交付金

平成28年4月1日から、村内空き家を利用した移住・定住促進のための改修・除却・伐開費用の一部を助成する「新島村定住化対策事業交付金」を新設しました。ぜひご利用ください。

▼対象事業
①空き家の改修等
②空き家の除却
③空き地の伐開

▼対象者

○村内空き家・空き地の所有者、または新島村空き家バンクから家屋または土地を購入または賃借した方。

○納付すべき村税などの滞納がない方。

▼対象物件

○新島村空き家バンクに登録されている物件、または登録されていた物件。

○交付金の申請年度内に改修などが完了する物件。

▼交付金の交付率・交付金額上限

【改修等】交付率50%・上限100万円

【除却】交付率50%・上限100万円

【伐開】交付率50%・上限50万円

※その他、詳しくは新島村ホームページをご覧ください。役場交付金担当までお問い合わせください。

【申請・問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0204(内線203)

新島村空き家バンクについて

村では、地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向(定期借家・管理等)にあった契約が可能になります。新島村活性化のための皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地(店舗・民宿も可)の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。



平成 28 年度 上半期
島しょ法律相談日 カレンダー

4月			5月			6月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
		1	2		6		1	3
4	6	8	9	11	13	6	8	10
11	13	15	16	18	20	13	15	17
18	20	22	23	25	27	20	22	24
25	27		30			27	29	

7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
		1	1	3	5			2
4	6	8	8	10	12	5	7	9
11	13	15	15	17	19	12	14	16
	20	22	22	24	26		21	23
25	27	29	29	31		26	28	30

※空白の日程は相談はお休みです。「島しょ法律相談」は、平成 28 年度下半期にも実施します。

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

【相談日】月・水・金曜日
※祝日・年末年始の閉庁日はお休みします。

【相談時間】午後 1 時～ 4 時
※相談時間中は、直接、ご相談いただけますが、相談

中の場合もありますので事前にご予約いただくと確実です。

※事前予約は、月～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）にお願いいたします。

【相談・予約・問い合わせ】
☎ 03(5388)2245
東京都生活文化局都民の声課

平成 28 年特設登記所の開設年間スケジュール

平成 28 年度の特設登記所開設のスケジュールをお知らせします。6・8・12・3月の開設はありません。

【開設場所】本村住民センター

【取り扱い業務】
①登記相談、②登記申請の受付・審査、③登記事項証明者（登記簿謄本・抄本）、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付、④会社・法人の代表者印の変更や印鑑カートの交付申請を行うに際しての届書・申請書の受付

【問い合わせ】
総務課行政係 ☎(5)0240

4月	19日(火) 午後	20日(水) 全日	21日(木) 午前
----	--------------	--------------	--------------

5月	16日(月) 午後	17日(火) 全日
----	--------------	--------------

7月	12日(火) 午後	13日(水) 全日	14日(木) 午前
----	--------------	--------------	--------------

9月	13日(火) 午後	14日(水) 全日	15日(木) 午前
----	--------------	--------------	--------------

10月	18日(火) 午後	19日(水) 全日	20日(木) 午前
-----	--------------	--------------	--------------

11月	14日(月) 午後	15日(火) 全日
-----	--------------	--------------

1月	17日(火) 午後	18日(水) 全日	19日(木) 午前
----	--------------	--------------	--------------

2月	14日(火) 午後	15日(水) 全日	16日(木) 午前
----	--------------	--------------	--------------

※特設登記所へ相談等でお越しの際は、お手持ちの資料を持参してください。

■住民センター図書室から新刊のご案内

瀧 靖之

小林 一夫

石原 慎太郎



- ★あの日
- ★つまをめとらば
- ★異類婚姻譚
- ★あっ！命の授業
- ★官賊と幕臣たち

- 小保方 晴子
- 青山 文平
- 本谷 有希子
- ゴルゴ松本
- 原田 伊織

■本村住民センター図書室の利用時間
午前 9:00～午後 5:00(年末・年始をのぞく)
*新刊の貸し出しなど、
教育委員会へお問い合わせください。
☎教育委員会 5-0203 直通

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、こんな相談
 「先々代名義の土地の相続登記をしたい。」
 「古い抵当権が残っているが抹消したい。」
 「会社やNPOを設立したい。」
 「頑張って返済してきたけど、もう限界だ。」
 「障害をもつ子どもや高齢な父母の行く末が心配だ。」
 など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】

平成28年4月8日（金）

午前10時～午後2時

【相談場所】新島村住民センター

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03（3353）9191

平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

東京島嶼部における法律相談について

島しょに居住されている方を対象として、法律相談（電話相談）を実施しています。完全予約制で相談料は無料です。

【予約方法】

相談を希望される方は、予め第二東京弁護士会法律相談センターに電話予約して下さい。

【相談日】

半期ごとに定めることとしますが、原則第4週の金曜日とします。

【受付時間】

平日9時15分～17時15分（相談日の前日15時まで）に電話連絡してください。

【問い合わせ】

第二東京弁護士会法律相談課

☎03（3592）1855

東京電力からのお知らせ

電気は今年4月より全面自由化となり、新たな競争時代に突入します。しかしながら、伊豆・小笠原諸島は各島それぞれ小さな内燃発電機を電源としており、内地のように多くの大規模発電所に接続された電力系統ではないため、構造的に高コストとなり伊豆・小笠原諸島では東京電力以外の小売電気事業者がならず、自由化にはなりません。

また、東京電力は時を合わせて今年4月1日よりホールディングカンパニー制に移行し、持ち株会社である「東京

電力ホールディングス株式会社」の下に3つの子会社、①営業活動（小売電気事業）を営む「東京電力エナジーパートナー株式会社」、②火力発電（燃料・火力発電事業）をする「東京電力フエイル&パワー株式会社」、③発電した電気を各ご家庭にお配り（一般送配電事業）する「東京電力パワーグリッド株式会社」が、大島事務所は発電所を含めて、東京電力パワーグリッド株式会社の所属となります。

大島を含め伊豆・小笠原諸島では、各ご家庭の電気が自由化されませんが、自由化されている地域と遜色のない料金水準で、今後も「東京電力パワーグリッド株式会社」が、責任をもって電気の供給を行いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

東京電力（株）新島事務所

☎(5)0183



東京電力パワーグリッド

▲東京電力パワーグリッド株式会社
 ロゴマーク（4月1日設立）

調査にご協力いただきありがとうございます

**平成27年国勢調査
 新島村の人口（速報値）を発表します**

平成27年10月1日現在、新島村にふだん住んでいる人の数は2,750人、世帯数は1,258世帯で、前回5年前の国勢調査と比べ、人口133人の減少、世帯数7世帯の増加となりました。（この速報値は、今後総務省統計局から発表される数値と異なる場合があります）。

各地域の集計結果は次のとおりです。



	平成27年国勢調査		平成22年国勢調査		H22～H27の増減数	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
本村地区	856	1,927	855	2,024	1	△97
若郷地区	140	305	135	327	5	△22
式根島地区	262	518	261	532	1	△14
合計	1,258	2,750	1,251	2,883	7	△133